

山口県報

平成18年
11月10日
(金曜日)

目次

規則	1
農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則(農業経営課)	1
告示	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	1
道路の区域の変更(道路整備課)	3
道路の供用の開始(道路整備課)	3
公告	3
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	3
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)	4
人委規則	4
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	4



農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第百三十七号

農業委員会交付金等交付規則の一部を改正する規則

農業委員会交付金等交付規則(昭和二十九年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一号及び第三号に掲げる経費に係るものにあつては」及び「第二号に掲げる経費に係るものにあつては二分の一以内」を削り、同項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 農業委員会活動強化対策

ロ 農地情報利用効率化対策

第二条第一項第二号ハからヘまでを削り、同条第四項中「第一号、第二号及び第四号」を「第一号及び第三号」に改め、「第一号に掲げる業務に係るものにあつては二分の一以内、第二号及び第四号に掲げる業務に係るものにあつては」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項各号を次のように改め、同条第五項を削る。

一 農地調整事務処理

二 農地情報利用効率化対策

三 標準小作料設定

第九条第一項中「遅滞なく」を「交付金等の交付の決定があつた年度の三月三十一日までに」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の農業委員会交付金等交付規則の規定は、平成十八年度分の補助金から適用する。



山口県告示第六百七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十一月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十一月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		汚 染 物 質 量 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)									
			通 常	最 大	通 常	最 大										
七	七・五		水素イオン濃度 (水素指数)	八・七	化学的酸素要求量 (mg/l)	一・五	浮遊物質量 (mg/l)	六	窒素 (mg/l)	二〇	リン (mg/l)	〇・五	六価クロム (mg/l)	検出せず	一〇九・二	二四九

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通 常	最 大	
"	六二一へ	七・五	八・七	〇
"	"	一・六	二・二	〇・二五
"	"	一・六	〇・七	
"	"	〇・六	〇・六	
"	"	〇・一	〇・一	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	種 類	構 造		使 用 の 方 法	
		工 事 着 手 年 月 日 定 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定 年 月 日 定	使 用 時 間 隔 隔 時 日 当 た り の 使 用 間 隔 間 隔 時 日 当 た り の 使 用 間 隔 間 隔
"	六二一へ	平成一八、一九	平成一八、二二	平成一八、二二	連続二四時間
"	六〇	平成一八、一九	平成一八、二二	平成一八、二二	変動なし

備考 「六二一へ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十二号の非鉄金属製造業の用に供する湿式集じん施設をいう。

- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等
- 三 特定施設に関する事項
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 宇部興産株式会社宇部アルミホール工場
 所在地 宇部市大字藤曲二五七五番地の六二
- 氏名又は名称 宇部興産株式会社
 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

山口県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年十一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 下関川棚線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市大字蒲生野字坂本六六〇の一 地先から 同市安岡町七丁目七五の一 地先まで	最狭 一・二・二 最広 四・六・六	最狭 二・七・三 最広 三・九・〇			道路改良工事の 完了による。

山口県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年十一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下関川棚線	下関市大字蒲生野字坂本六六〇の一 地先から 同市安岡町七丁目七五の一 地先まで	平成十八年十一月 十一日



(五六四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十二月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 緑の里

代 表 者 の 氏 名 正木 幸夫

主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字宇賀八四七一番地

三 定款に記載された目的

山口県内全域を中心に不法投棄による自然破壊をなくすことに尽力し、より良い自然環境及び地球環境を将来に残すことにより、広く地域社会に貢献し、及び寄与すること。

(五六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十八年六月二十三日山口県公告（三三三六）に係る大規模小売店舗について次のとおり部署から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十一月十日から同年十二月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目一
二
意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五六六) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成十八年十一月十日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二六二号	萩市大字榑字陣ヶ原二七〇七の二地先から 同市同大字字河尻二二八八の一、二地先まで

道路の種類	路線名	区 間
県 道	萩秋芳線	萩市大字榑字河尻二二八八の一、二地先から 同市同大字字田村三二七〇の一、二地先まで



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員(の一部を次のように改正する。
号)の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第十二条第三号の二口中、「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年十一月十日印刷
平成十八年十一月十日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)